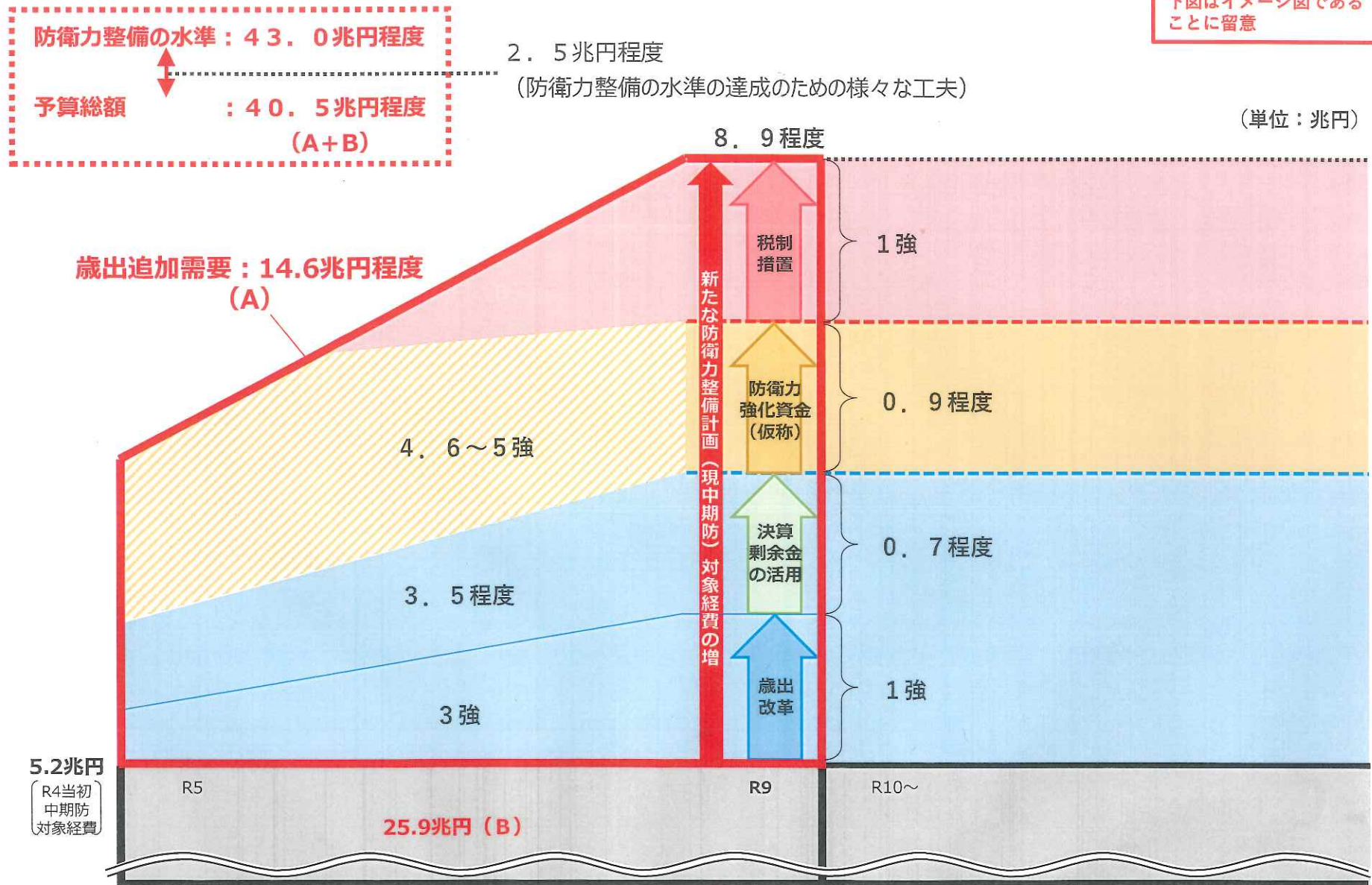
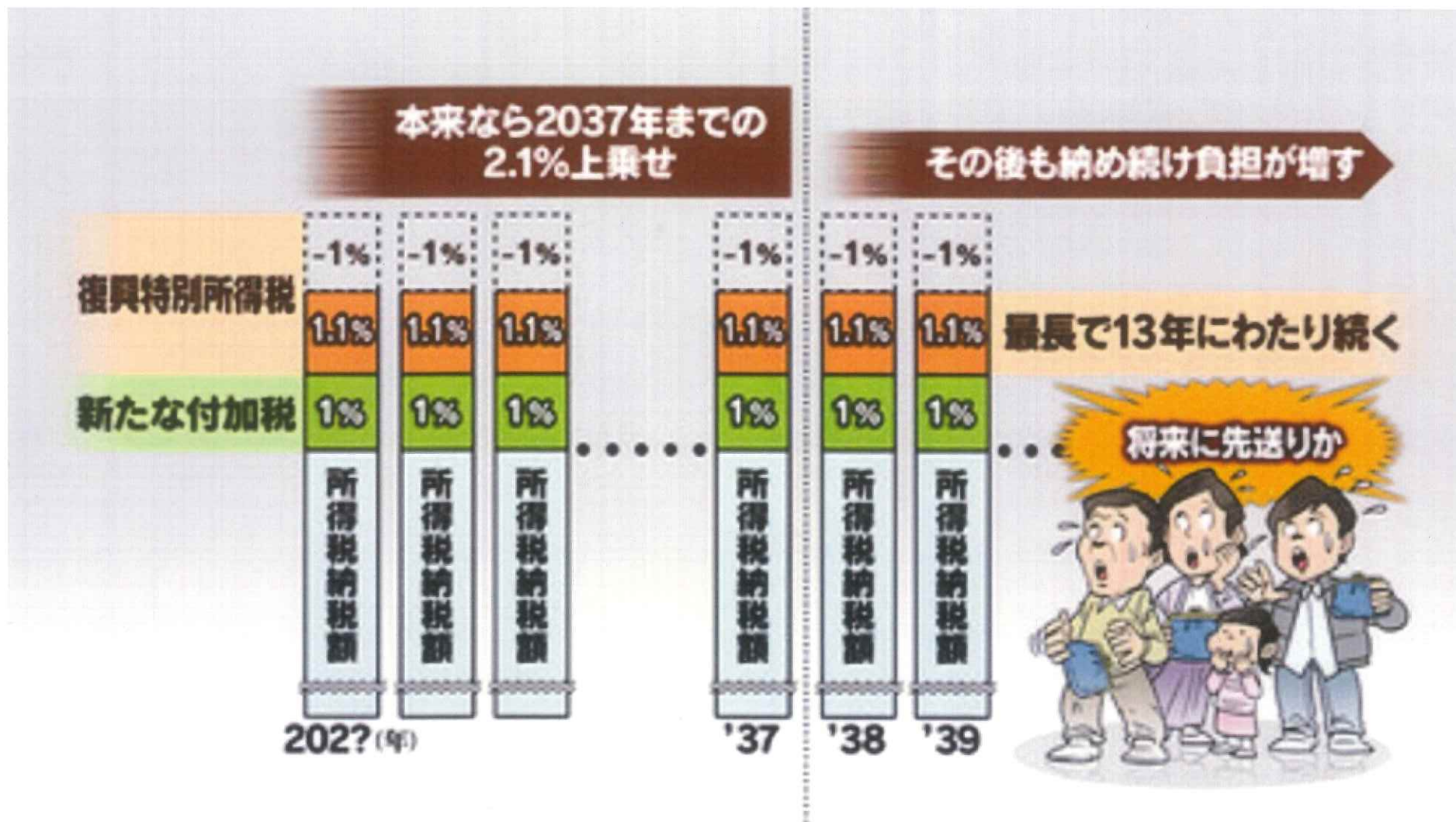


新たな防衛力整備計画に関する財源確保について

下図はイメージ図である
ことに留意





出典：解説委員室. “防衛力強化へ増税の負担～求められる丁寧な説明” NHK. 2022-12-26.
<https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/100/477966.html>, (参照 2023-01-29) 掲載画像
 令和6年2月14日(水) 衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛 (立憲民主党)

(パネル写し)

国民政治協会に2000万円超の 献金をした企業・団体

※単位は万円

1	日本自動車工業会	7800
2	日本電機工業会	7700
3	日本鉄鋼連盟	6000
4	住友化学 石油連盟 トヨタ自動車	5000
7	キャノン 不動産協会	4000
9	日産自動車	3700
10	日立製作所 野村ホールディングス	3500
12	三菱重工業	3300
13	大和証券グループ本社	3200
14	東レ プレハブ建築協会	3000
16	パナソニックホールディングス	2850
17	伊藤忠商事 住友商事 丸紅 三井物産 三菱商事	2800
22	日本製鉄	2700
23	ゼンショーホールディングス ホンダ	2500
25	日本鉱業協会	2100

(出典) 毎日新聞2023年11月25日8面

出典資料をもとに長妻昭事務所で作成

※2022年分の企業・団体献金

(パネル写し)

出典：令和6年2月6日 衆議院 予算委員会 長妻昭衆議院議員使用のパネル・配布資料
令和6年2月14日（水）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

八幡製鉄政治献金事件 最高裁判決 より抜粋

(パネル写し)

一、企業献金は、会社の権利能力の範囲内か

政党は国民の政治意思を形成する最も有力な媒体であるから、政党のあり方いかんは、国民としての重大な関心事でなければならぬ。したがって、その健全な発展に協力することは、会社に対しても、社会的実在としての当然の行為として期待されるところであり、協力の一態様として政治資金の寄附についても例外ではない

……(中略)……

要するに、会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為である

二、取締役が会社を代表して企業献金を行うことは、取締役の忠実義務に反しないか

いうまでもなく取締役が会社を代表して政治資金の寄附をなすにあたっては、その会社の規模、経営実績その他社会的経済的地位および寄附の相手方など諸般の事情を考慮して、合理的な範囲内において、その金額等を決すべきであり、右の範囲を越え、不相応な寄附をなすときは取締役の忠実義務に違反する

大規模買収事件を巡るカネの流れ

河井克行元法相の自宅から押収されたメモの記載内容

第3 7500万円

第7 7500万円

+現金 6700

総理 2800

すがっち 500

幹事長 3300

甘利 100

「表のカネ」 1億5千万円



自民党本部から
夫妻の党支部へ
振り込み



「裏のカネ」?
6700万円

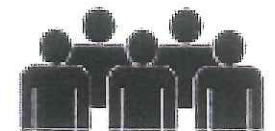
安倍政権中枢から現金提供か

河井克行元法相・案里氏側



党機関紙や政策
チラシの作成・配
布など

※自民党の発表
に基づく



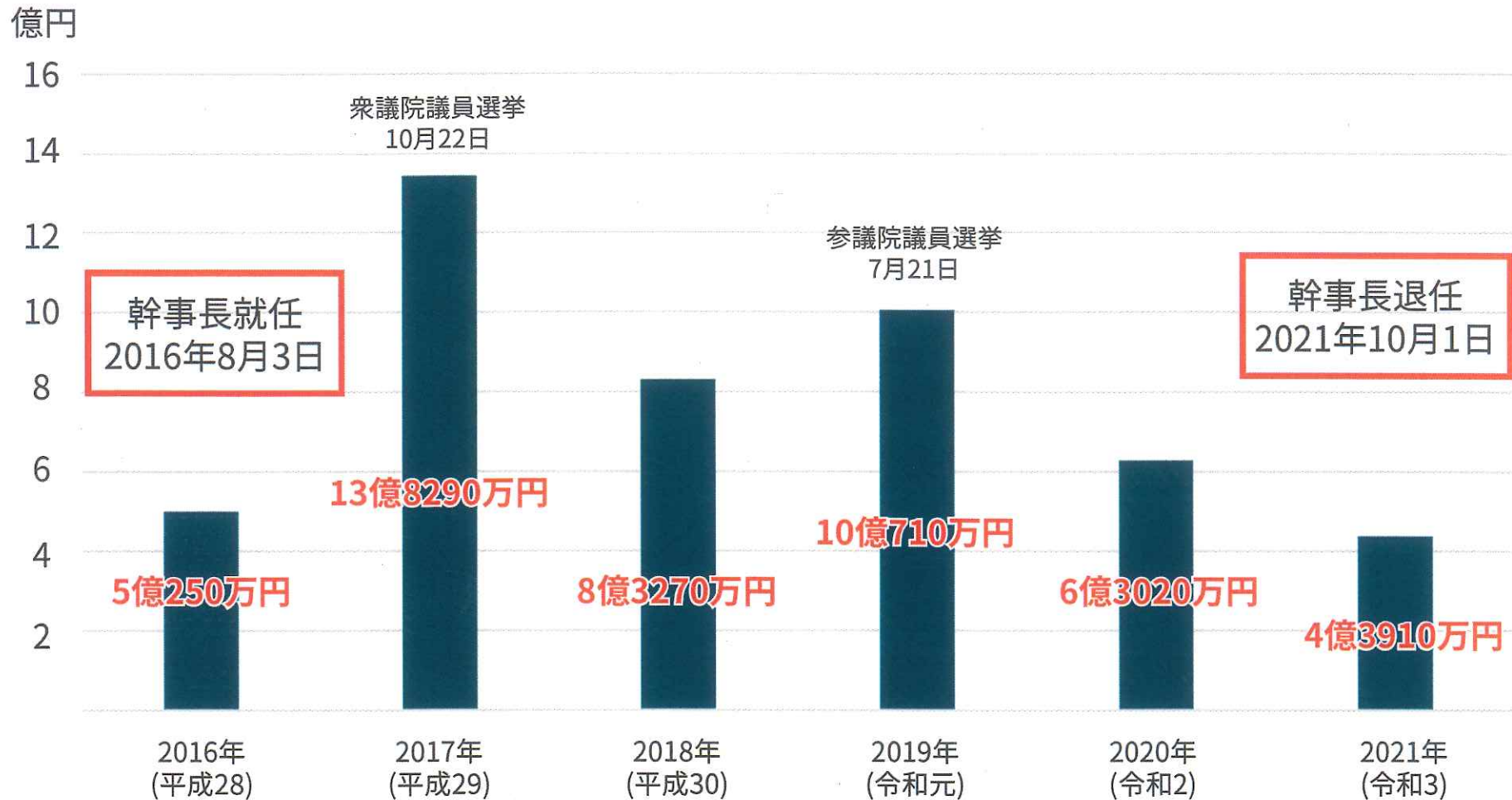
地方議員や
後援会員らへの
買収原資か

出典：令和5年9月10日 中國新聞 記事より抜粋

令和6年2月14日（水）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

（パネル写し）

二階元幹事長が受領した政策活動費（年ごと）



(パネル写し)

出典：令和6年2月9日 衆議院 予算委員会 渡辺創衆議院議員使用のパネル・配布 資料
令和6年2月14日（水）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

出典：自由民主党本部 収支報告書（平成28年分～令和3年分）をもとに渡辺創事務所にて作成
衆議院予算委員会 2024年2月9日 渡辺創（立憲民主党・無所属）配布資料

背景

- 世界人口の増加に伴う食料需要が増大する中で、気候変動に伴う主要産地の生産の不安定化、物流の途絶等様々な要因による国内における食料の供給量が大幅に不足するリスクが増大している。
- 食料については、異常気象等の兆候を捉えることで供給不足を事前に予想することが可能であり、当該兆候を捕捉した早期の段階から、事態の深刻度に応じた食料供給確保の措置を講ずることが必要。

法律案の概要

1 食料供給困難事態対策本部

(1) 食料供給困難事態対策本部の設置

- ・ 異常気象等の兆候を把握した時に、内閣総理大臣を本部長、全ての国務大臣を本部員とする本部を設置

(2) 食料供給困難事態対策の実施に関する方針の策定

- ・ 供給量を確保すべき国民の食生活上又は国民経済上重要な品目（米穀、小麦、大豆などを政令で指定）及び当該品目の生産に必要不可欠な資材について、供給目標数量の設定、供給確保のための対策等を方針として策定。当該方針に基づき関係省庁が連携して対応。

2 安定供給の確保のための措置

- ① 本部設置後、主務大臣による輸入業者、生産業者、販売業者等に対する出荷・販売の調整・輸入拡大・生産拡大の要請
- ② 特定食料の供給が大幅に不足し又は大幅に不足するおそれが高いため国民生活の安定又は国民経済の円滑な運営に支障が生じた段階で、政府本部による宣言をした上で、出荷・販売の調整・輸入拡大・生産拡大に係る計画の届出指示
- ③ 届け出られた計画では、食料供給が十分でなく、更なる措置が必要と判断した場合における②の計画の変更指示

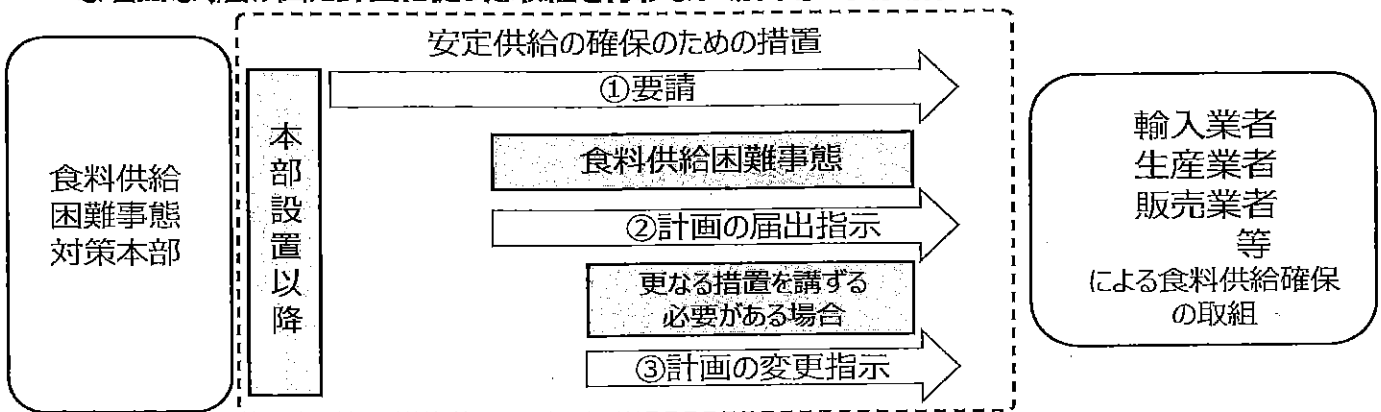
※ 最低限必要とする食料が不足するおそれがある場合は、本部による宣言をした上で、生産転換や国民生活安定緊急措置法に基づく割当て・配給を必要に応じて実施することを検討

3 報告徴収・立入検査

- ① 国民の食生活上又は国民経済上重要な品目（米穀、小麦、大豆等）の国内の需給状況等の把握のための、輸入、生産又は販売の事業者その他団体等に対する必要な報告の求め
- ② 2の措置の施行に必要な限度における輸入業者、生産業者、販売業者等に対する立入検査

4 実行性を担保するための措置

- ① 2の要請及び計画の変更指示に応じる事業者に対する財政上の措置
- ② 事業者が2の②（届出指示）又は3の②（立入検査）の措置に従わない場合の罰金や正当な理由なく届け出た計画に従った取組を行わない場合等の公表措置



施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

出典：農林水産省作成資料

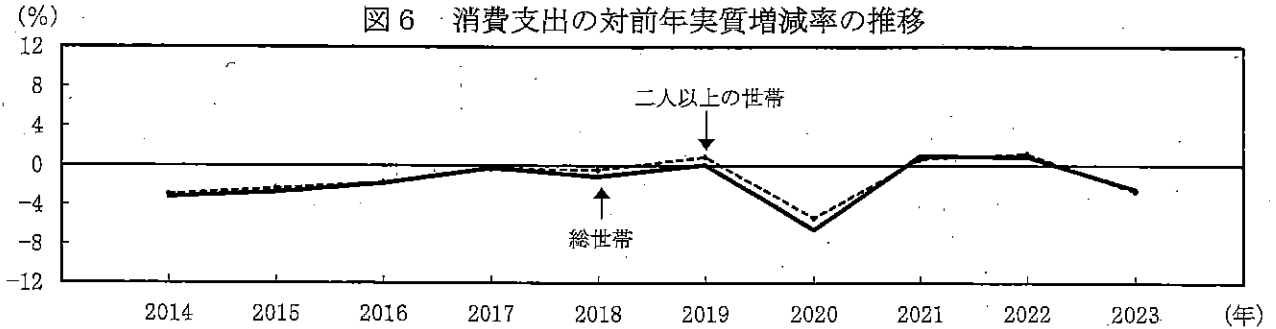
令和6年2月14日（水）衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

【Ⅲ 2023年平均】

消費支出

・消費支出(総世帯)は、 前年比	1世帯当たり 247,322 円 実質 2.4%の減少 名目 1.3%の増加
・消費支出(二人以上の世帯)は、 前年比	1世帯当たり 293,997 円 実質 2.6%の減少 名目 1.1%の増加

1 消費支出の推移



消費支出	2014年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
総世帯 (%)	-3.2	-2.7	-1.8	-0.2	-1.1	0.1	-6.5	1.0	0.9	-2.4
二人以上の世帯 (%)	-2.9	-2.3	-1.7	-0.3	-0.4	0.9	-5.3	0.7	1.2	-2.6

注 2018年及び2019年は変動調整値。変動調整値の詳細は統計局ホームページに掲載している。

【URL】<https://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/index.html#hendo>

2 消費支出とその内訳

表3 消費支出の内訳 (2023年平均—二人以上の世帯)

費目 (品目分類)	金額 (円)	対前年増減率(%)		実質増減率への寄与度 (%)	摘要 ^{注1}	備考
		名目	実質			
消費支出	293,997	1.1	-2.6	-		3年ぶりの実質減少
食料	86,554	5.7	-2.2	-0.63	<減少> 魚介類、調理食品など	4年連続の実質減少
住居	18,013	-3.4	-6.9	-0.45	<減少> 家賃地代、設備修繕・維持	2年連続の実質減少
光熱・水道	23,855	-2.7	4.3	0.36	<増加> 電気代、ガス代	3年ぶりの実質増加
家具・家事用品	12,375	-0.1	-7.4	-0.32	<減少> 家庭用耐久財、家事用消耗品など	3年連続の実質減少
被服及び履物	9,644	1.6	-1.9	-0.06	<減少> 和服、洋服など	2年ぶりの実質減少
保健医療	14,728	-0.5	-2.4	-0.12	<減少> 保健医療用品・器具、医薬品	6年ぶりの実質減少
交通・通信	42,838	3.1	0.6	0.09	<増加> 交通、自動車等関係費	3年連続の実質増加
教育	10,448	-8.7	-9.8	-0.38	<減少> 授業料等、補習教育など	2年連続の実質減少
教養娯楽	29,765	7.8	3.4	0.32	<増加> 教養娯楽サービス	2年連続の実質増加
その他の消費支出 ^{注2}	45,777	-5.7	(-9.2)	(-1.52)	<減少> 仕送り金、諸雑費など	2年連続の実質減少

注1 「摘要」欄は、消費支出の実質増減率への寄与度の大きい項目を掲載した。

注2 「その他の消費支出」の()内は、消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)を用いて実質化した。

出典：総務省統計局作成資料

令和6年2月14日(水)衆議院 予算委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（抄）

（資金管理団体に対する寄附に係る通知）

第十九条の三 資金管理団体の届出をした公職の候補者は、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を当該資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に寄附するときは、文書で、その旨を当該資金管理団体の会計責任者に通知しなければならない。

2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

（資金管理団体の会計帳簿の記載）

第十九条の四 資金管理団体の会計責任者は、特定寄附（資金管理団体の届出をした公職の候補者が前条第一項の規定により当該資金管理団体に対してする寄附をいう。以下同じ。）について、政治団体の会計責任者として第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、前条第一項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

（資金管理団体の報告書の記載等）

第十九条の五 資金管理団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において資金管理団体であつたものを含む。次条において同じ。）の会計責任者は、特定寄附について、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書の記載をするときは、その総額を併せて記載しなければならない。

（寄附の総額の制限）

第二十一条の三 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

一 個人に対する寄附 二千万円
二、四（略）

2 （略）
3 個人に対する政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものは、各年中において、千万円を超えることができない。

4 第一項及び前項の規定は、特定寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。
5 （略）

（同一の者に対する寄附の制限）

第二十二条 政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。

2 個人に対する政治活動に関する寄附は、各年中において、政党及び政治資金団体以外の同一の者に対しては、百五十万円を超えることができない。

3 前項の規定は、資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附及び遺贈によつてする寄附については、適用しない。